

松山市告示第21号
令和8年1月22日

松山市長 野志 克仁



塵芥処理手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条第1項の規定に基づき、下記の塵芥処理手数料の徴収について、委託契約の中で受託者に徴収委託を行ったので、松山市財務会計規則第53条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

住所 松山市大可賀3丁目525番地6

名称 松山環境テクノロジー株式会社 取締役社長 小和田 圭作

2 指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等の種類

(1) 松山市西クリーンセンターで徴収する塵芥処理手数料

3 指定をした日

令和8年1月19日

4 委託の期間

平成25年4月1日から令和15年3月31日まで